


独立監査人の監査報告書

平成 22 年 6 月 7 日

学校法人 品川女子学院
理事会 御中

公認会計士 井手庸二郎事務所

公認会計士 井手庸二郎 

私は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 52 年 1 月 14 日付け東京都告示第 21 号に基づき、学校法人品川女子学院の平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人品川女子学院の平成 22 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

学校法人 品川女子学院

理事会 御中

(評議員会 御中)

平成22年5月26日

学校法人 品川女子学院

監事 戸川五郎



監事 古谷久恵



私たちは、学校法人品川女子学院の監事として、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、同学校法人の平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上